

品質管理システム概要書(2020年10月1日現在)

監査事務所名 監査法人日本橋事務所

代表者名 小倉 明

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、本部業務及び個々の監査業務における品質を合理的に確保・向上するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」等に準拠して当監査法人の「監査の品質管理規程」を定めて、監査業務における遵守すべき基本規程としております。これに従い、審査機構や監査マニュアル等の整備及び運用を行っており、監査業務の品質の維持・向上に努めております。また、品質管理システムは内部統制監査にも適用し、中間監査及び四半期レビューに準用することとしております。

品質管理システムの整備及び運用に関して、当監査法人では品質管理本部を設置し、その機能別に業務管理部、審査部、品質保証部及びモニタリング部がそれぞれ担当する品質管理業務を執行することとしております。また、監査事業本部が、監査チーム編成の前提となる専門要員の確保及び効率的配置等を中心に監査業務執行の人員体制整備及び運用を行っております。品質管理に関する責任については品質管理本部長(副統括代表社員)が負い、最終的な責任は統括代表社員が負っております。

(不正リスクへの対応(不正リスク対応基準が適用される監査業務、以下同じ。))

不正リスクに対応した品質管理の整備運用を行っており、品質管理本部長(副統括代表社員)をその責任者とし、統括代表社員を最終的な責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人及び専門要員(監査実施者)が監査業務に係る職業倫理の遵守を合理的に確保するため、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動の各原則を内容とする規定を定め、全ての専門要員(監査実施者)にその遵守を求めると共に、遵守状況を確認しております。

また、全ての専門要員(監査実施者)及び職員を対象にインサイダー取引防止規程及び情報セキュリティ関連規程等を定め、遵守に係る誓約書等を入手しております。

(2) 独立性

当監査法人及び専門要員(監査実施者)が職業倫理に関する規定で定める独立性の遵守を合理的に確保するため、毎年7月1日現在を基準日として全ての専門要員(監査実施者)及び職員から独立性チェックリストを入手し、また、監査チームにおいて

も監査チームメンバーの独立性をチェックする等、独立性の保持の状況を確認しております。仮に、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観が識別された場合には、独立性に対する阻害要因を軽減または除去するためにセーフガードを適用する体制を整えております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、大会社等（公認会計士法第24条の2及び当監査法人規定による一定規模以上の事業体）の監査業務における主要な担当者に対する職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

3. 監査契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規締結または既存の監査契約の更新（辞退を含む。）に際しては、関与先の状況、当監査法人の規模及び組織、能力及び経験を有する専門要員（監査実施者）の確保の状況、利害関係、過年度監査業務実施中の把握事項並びにその他重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しております。

なお、監査契約の新規締結及び重要な内容を有する監査契約の更新等の案件は、審査担当者の合議制による審査会の審査を受けることとしております。

(不正リスクへの対応)

監査契約の新規の締結時及び更新時に、不正リスクに対応した監査契約の締結及び更新のリスク評価を行い、新規の締結については審査担当者の合議制による審査会が、更新についてはリスクの程度に応じて利害関係のない複数の審査担当者又は審査会がその妥当性を検討すると共に、監査責任者（業務執行社員）が当該手続の適切な実施を確かめることとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、監査業務を遂行するのに必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材の採用に努める一方、職業専門家としての定期的な教育・訓練、より豊富な経験を持つ専門要員（監査実施者）による監査チームメンバーへの必要十分な指導、専門要員（監査実施者）の評価・報酬・昇進に際しての監査業務の品質や職業倫理の遵守状況の考慮等に配慮しております。監査責任者（業務執行社員）の選任に関しては、その責務を果たすのに適切な能力、適性、経験、独立性及び権限並びに業務遂行に十分な時間を確保できる者であることを要件とし、監査チームメンバーの選任に関しては、その知識、能力、適性及び経験等を考慮要件としております。

(不正リスクへの対応)

不正リスクに適切に対応すべく、必要な知識習得及び能力開発ができるよう、不正に関する研修等を含めた教育・訓練を行うこととしております。また、監査責任者（業務執行社員）は、不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員（監査実施者）の知識及び能力の程度を考慮することがあります。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保できるように、日本公認会計士協会から公表された委員会報告等を参考とした監査業務の実施に関する監査マニュアルや監査手続書等を作成し、これに準拠することとしております。これにより、監査の実施、監査チームメンバーへの指示、監督及び査閲、監査調書の記録・保存等が合理的に遂行され、監査業務の品質の確保と共に有効性及び効率性も確保されております。

(不正リスクへの対応)

不正リスクに適切に対応すべく、監査業務の監督及び監査調書の査閲を適切に行うこととしております。

同一企業の監査責任者(業務執行社員)が全員交代する場合は、不正リスクを含む監査上の重要事項を後任者に適切に伝達することとしております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項がある場合には、監査事務所内外の専門的な知識及び経験等を有する者との協議などを通じ、専門的事項に係る見解を得ることとしております。

(不正リスクへの対応)

不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別され又は疑義があると判断された場合は、必要に応じて監査事務所内外の適切な専門知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、全ての監査業務について、監査計画及び監査意見表明に関しては必ず審査を受けることを義務付けており、審査が完了するまで監査報告書の発行を禁止しております。

審査は、十分な知識、経験、能力を有する社員の中から選任された審査担当者で構成される合議制の審査会又は特定の審査担当者によるレビューパートナーが審査事項を客観的に評価する方法により実施しております。なお、レビューパートナー制のうち重要案件については、上級の審査として統括代表社員、本部長及び部長により構成される部長会審査があります。さらに、特に重要性の高い案件については、合議制の審査会及びレビューパートナー制のいずれについても、上級かつ最終の審査として社員全員により構成される特別審査会で審議することとしております。

(不正リスクへの対応)

不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、監査計画・手続等の妥当性、監査証拠の十分性・適切性等について、十分な知識・経験等を持つ社員から選任された審査担当者により構成される合議制の審査会又は特定の審査担当者

によるレビューパートナー（上級の審査として部長会審査）により、また、その重要性により特別審査会で審議することとしております。

（４）監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

専門要員（監査実施者）間、専門的見解の問合せ依頼者と助言者との間、監査責任者（業務執行社員）と監査業務に係る審査担当者との間に判断の相違が生じた場合には、早期にその相違を識別し、部長会が加わって協議を行い、必要な場合には特別審査会で審議することにより、解決することとしております。なお、判断の相違が解決されない限り、監査報告書は発行されません。

（５）監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人の監査調書は、原則として監査報告書ごとに一定期間（60日）以内でファイリングすることとしております。また、管理、保存（10年）及び廃棄等についての方針及び手続きを定めております。

（６）監査役等との連携

監査チームは、監査の各段階において、監査役等と適時にコミュニケーションを実施し、双方向の情報提供や意見交換を行う等適切な連携を図ることとしております。

6．品質管理のシステムの監視

（１）監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムの監視（モニタリング）として、モニタリング部による品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しており、個別監査業務を含む品質管理のシステムの整備状況の適切性及び運用状況の有効性につき評価を行っております。

（不正リスクへの対応）

不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により実施した重要事項の準拠性を確かめることとしております。

（２）識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

監視（モニタリング）の評価結果は随時、監査責任者（業務執行社員）等に報告され、不備な部分があれば早急に適切な是正措置を採ることとしております。

（３）不服と疑義の申立ての方針及び手続

不服と疑義の申立てへの対応を含め、当監査法人内外から、当監査法人が関与する監査業務及びその他の業務全般に関する情報（不正等を含む。）を収集するため、専用の受付窓口（ホットライン）を設置しております。

（不正リスクへの対応）

監査事務所内外から不正リスクに関連して提供・収集された情報は、関連する監査チームに伝達され、そこでの検討状況は、部長会に報告することとしております。

7．監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代(当監査法人が前任の監査人となる場合及び後任の監査人となる場合の双方について)がある場合は、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査の品質管理規程等に準拠して、必要な手続を実施することとしております。

(不正リスクへの対応)

監査事務所間の引継の際には、監査チームは、不正リスクを含む監査上の重要事項の伝達・質問、監査調書閲覧等を実施し、その引継状況をモニタリング部に報告すると共に、監査責任者(業務執行社員)は、当該報告を確認することとしております。

8．共同監査の方針及び手続

共同監査を実施する場合には、当該監査業務の品質を合理的に確保するため、他の監査人の品質管理のシステムについて、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要に応じて確かめるとともに、共同監査契約の新規の締結及び更新の承認は、審査担当者の合議制による審査会が行うこととしております。また、共同監査の協定書を作成し、各監査人相互間の監査業務の分担、相互間で取り交すべき書類及び審査に関する事項等を明確にすることとしております。

9．組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当監査法人は、1969年(昭和44年)の設立以来、合併等の組織再編を行ったことがなく、また、その他の特記すべき事項はありません。

附則(2020年(令和2年)10月1日改正)

本概要書は、2020年(令和2年)10月1日から適用する。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。